二　事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見
三　当該組合の理事又は経営管理委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
四　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
五　監査報告を作成した日

（会計監査人設置組合の監事の事業報告等に係る監査報告の通知期限等）

第百六十一条の五　会計監査人設置組合の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一　事業報告の全部を受領した日から四週間を経過した日
二　事業報告の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日
三　特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2　事業報告及びその附属明細書については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3　前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、事業報告及びその附属明細書については、監事の監査を受けたものとみなす。

4　第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合　当該通知を受ける者として定められた者
二　前号に掲げる場合以外の場合　監査を受けるべき事業報告及びその附属明細書の作成に関する業務を行った理事

5　第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一　第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合　当該通知をすべき者として定められた者
二　前号に掲げる場合以外の場合　全ての監事

（決算書類の組合員又は会員への提供）

第百六十二条　法第四十条第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百五条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員又は会員に対して行う提供決算関係書類（次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。第四項において同じ。）の提供に関しては、この条の定めるところによる。

一　会計監査人設置組合以外の組合　次に掲げるもの
イ　決算書類
ロ　決算書類に係る監査報告があるときは、当該監査報告
ハ　第百六十一条第三項の規定により監査を受けたものとみなされたときは、その旨の記載又は記録をした書面又は電磁的記録

（新設）

（決算書類の組合員又は会員への提供）

第百六十二条　理事（法第三十四条の二第三項（法第九十二条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）の組合にあっては、経営管理委員）は、法第四十条第七項（法第九十二条第三項、第九十六条第三項、第百条第三項及び第百条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により、組合員又は会員に対し、次の各号に掲げるもの（以下「提供決算関係書類」という。）を提供しなければならない。

一　決算書類